

# 「信州割SPECIAL」における ワクチン・検査パッケージの運用について ＜宿泊事業者用＞

令和4年7月14日  
＜Ver.3.2＞

令和4年7月14日予約分からは、このマニュアルに従って  
適用してください

この資料は、観光庁が策定した「旅行業・宿泊業における  
ワクチン検査パッケージ運用ガイドライン」（令和3年11月  
19日付）を基に作成しています。

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

---

## 1. 概要

---

令和3年12月10日（金）新規予約・宿泊分から「信州割SPECIAL」の割引適用にはワクチン・検査パッケージの活用が必要となります。また、**令和4年4月11日（月）予約分からはワクチン接種歴は「3回接種済み」が条件**となります。

以下の注意事項をご確認いただき、事前のご準備とご宿泊日当日の対応をお願い致します。

---

## 2. 販売時の注意事項

---

●販売時に、以下の内容について旅行者の同意を得ること。

- ・「信州割SPECIAL」の割引適用には**新型コロナワクチンを3回接種済であること、又は、宿泊開始日において有効な検査(※1)結果が陰性であることのいずれか**が利用条件であること。（条件を満たさない場合は割引が適用されないことを説明してください。）
- ・販売時に、旅行者において、ワクチン接種歴又は検査結果のいずれで宿泊施設を利用するか明らかにしてもらうこと。  
（「検査結果」を選択する場合は、出発する前に検査を受けるよう呼びかける）
- ・割引を適用する全員分の（代表者のみではありません）予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者に提示すること。（予防接種済証等を撮影した画像や写し等でも可）
- ・ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していても基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

※1 検査は、PCR検査、LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査、抗原定性検査をいう。

### 3. 宿泊開始日当日の注意事項

- ・チェックイン時等に本人確認と併せて予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を行ってください。（予防接種済証等を撮影した画像や写し等でも可。事務局への精算の際、写し等の提出は求めません。）  
※確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められません。
- ・確認時やその待ち時間に密にならないよう配慮する。

●予防接種済証等の確認に当たっては、以下を確認する。

- ・本人であること（身分証明書等により確認）
- ・**3回目の接種年月日**（**3回目接種当日から割引適用可能**）
- ・（予防接種済証及び接種記録書の場合のみ）ワクチンのシール（3回目のシールが貼られていることを確認）

※デジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」や、自治体又は民間で運営しているアプリ（例：ぐんまワクチン手帳、Health Amulet（ヘルスアミュレット））など、「ワクチンを3回接種」「3回目接種日」「氏名」の3点が確認できるものであればアプリでの確認も可能です。

●検査結果の確認に当たっては、検査結果通知書において、以下を確認する。

- ・本人であること（身分証明書等により確認）
- ・検査結果（陰性であることを確認）
- ・有効期限(※2)（宿泊開始日において有効期限を過ぎていないことを確認）
- ・検査方法（PCR検査、LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査、抗原定性検査のいずれかであることを確認）

※2 PCR検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ）は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

---

## 4. 条件を満たさない場合の運用

---

旅行者が条件を満たさない場合の運用については、販売時の説明に沿いつつ、以下の対応を行う。

### ① 検査結果陽性の場合

- ・医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ・同行者が陽性であり、当人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する等の対応を促す。

### ② ①以外で条件を満たさない場合（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等）

- ・宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内を行う（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）。

### 上記の抗原定性検査の実施が難しい場合

- ・「信州割SPECIAL」の割引対象とはならない旨を利用者へ伝え、宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する（割引予定であった額を追加で収受する）等の対応を必要に応じて行う。

※観光クーポン券は渡さない。

- ・複数人の宿泊者のグループの一部が条件を満たさない場合、条件を満たしている同行者は割引の対象となります。

## 5. その他留意点

- ・新たに「信州割SPECIAL」を適用した宿泊プランを造成する場合は、そのプランがワクチン・検査パッケージの活用が必須条件である事を利用者にわかりやすく表記すること。また、条件を満たさない場合（検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等）は割引の対象とならない旨も併せて記載すること。
- ・確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められません。
- ・検査結果通知書については検査機関毎に様式が異なりますが、確認が必要な項目は変わりません。
- ・ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があることに留意する必要がある。そのため、ワクチン接種歴や検査結果の活用にあっても、基本的な感染防止策（三つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、二酸化炭素濃度測定器（CO2センサー）などを活用した換気の徹底等）を維持・徹底すること。
- ・学校等の活動に係るツアーや宿泊サービスについては、ワクチン・検査パッケージは活用しない。
- ・現在のところ、ワクチン接種が行えない12歳未満の児童については、同居する親等の監護者が同伴する場合、検査不要。ただし、感染拡大時等（まん延防止重点措置地域に係る県をまたぐ移動等）の場合は、6歳以上12歳未満の児童は検査が必要。

	県をまたがない旅行 〔長野県民の県内旅行〕	県をまたぐ旅行 〔県外者の県内宿泊、 県外旅行〕
<b>感染拡大時</b> 〔 国の感染警戒レベル2 かつ まん延防止重点措置の指定 〕	検査不要	6歳以上 12歳未満 <b>検査必要</b> 6歳未満 検査不要
国の感染警戒レベル1以下	検査不要	検査不要

※感染警戒レベル3以上では、信州割SPECIAL事業そのものが停止となります

## 6. 接種済証について

### 〈追加接種用の接種券兼接種済証〉

接種券		診察したが接種できない場合		新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種) Certificate of Vaccination for COVID-19	
接種券番号	〇〇県〇〇市 123456	接種券番号	〇〇県〇〇市 123456	3回目接種年月日	メーカー/ Lot No.
接種券番号	1234567890	接種券番号	1234567890	年	(シール貼付)
氏名	厚生 ●●●●●●●●●● 太郎	氏名	厚生 ●●●●●●●●●● 太郎	接種場所	
<p><b>接種を受ける方へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●シールは剥がさずに、会場ごと接種場所へお持ちください。</li> <li>●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。</li> </ul>				氏名	厚生 太郎
				住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99
				生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
				〇〇県〇〇市	

3回目のシールが貼られているか確認

運転免許証等により、本人のものか確認

### 〈接種券番号の記載のある接種済証〉

〒100-8906  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生 太郎

**新型コロナウイルスワクチンを受けられます。費用負担はありません。**

**接種を受けるときは、この用紙と予防票を忘れずにお持ちください。**

**この書面は、あなたが3回目のワクチン接種をした事実を証明する大事な書面ですので、大切に保管してください。**

**新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)**  
**Certificate of Vaccination for COVID-19**

あなたの接種券番号: \_\_\_\_\_

3回目接種年月日	メーカー/ Lot No. (シール貼付)	氏名	厚生 太郎
年		住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99
月		生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
日		〇〇県〇〇市	

1. 2回目接種記録

1回目	2回目
年 月 日	年 月 日

部分の記録については、別途、当該接種の実施者から接種記録簿、接種証明書等によって証明されます。

3回目のシールが貼られているか確認

運転免許証等により、本人のものか確認



## 7. 接種証明書について

### <接種証明書の場合>

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
姓(旧姓)(別姓)名(別名) [Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]	
生年月日 [Date of Birth](YYYY-MM-DD)	
国籍・地域 [Nationality/Region]	
旅券番号 [Passport Number]	
<u>1回目接種</u> [First Dose]	<u>2回目接種</u> [Second Dose]
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]
証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明書ID [Certificate Identifier]	証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

3回目のシールが貼られているか確認

運転免許証等により、本人のものか確認

出典:厚生労働省ホームページ

## 8. 検査結果通知書について

### <検査結果通知書の様式例>

### 検査結果通知書

- この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。
- 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。

**陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。**

受検者氏名    〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)

検体採取日<sup>※1</sup>    2021年〇月〇日

検査結果    陰性 ・ 陽性 ・ 判定不能

有効期限<sup>※2</sup>    2021年〇月〇日

検査方法    PCR検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

検体    唾液 ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名    〇〇 〇〇

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。  
※2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

事業所名（又は検査所名）    〇〇 〇〇

検査管理者氏名    〇〇 〇〇

**【陽性の場合】**

医療機関を受診してください。

〇〇 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください  
電話番号 03 - XXXXX - XXXXX

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。



## 9. フローチャート

